

令和7年度八女市シティプロモーション住民参加型魅力発信業務委託仕様書

1 業務の目的

八女市の情報発信において、八女市内外の住民の参加を図ることで裾野の広い持続可能な「八女市ブランド」を構築し、関係人口による地域プロモーションの自走化につなげるとともに、若年層への訴求力を高めるため、高校生による動画制作・情報発信事業を行う。また、高校生は卒業と同時に市外へ出ていく状況があり、地元で働くイメージが湧きづらい現状がある。これに対して、本事業を通じて高校生が八女市への愛着や定住意欲を持ち、将来的な地域還元やUターンの可能性を高めることも目的とする。

2 業務の名称

令和7年度八女市シティプロモーション住民参加型魅力発信業務

3 委託期間

契約締結の翌日から令和8年3月25日まで

4 業務内容

(1) 高校生による動画作成・情報発信の企画及び構成

「1 業務の目的」を踏まえるとともに、高校生が八女市で働くことをイメージし八女市での定住意欲を高めることを目指し、下記(2)の企画及び構成を行う。

(2) 高校生による動画作成・情報発信の実施

八女市内外の高校生を対象に動画制作・情報発信講座を実施し、八女市内企業のPR動画の作成及びその情報を発信すること。実施にあたっては、八女市及び筑後市の高等学校に在籍する高校生を20名程度募集し実施すること。情報発信に関しては、効果的な発信方法や手段について提案し実施すること。

5 成果品

以下の成果品を発注者へ納品すること。

(1) 作成動画データ

(2) 八女市シティプロモーション住民参加型魅力発信業務実施報告書

6 留意事項

(1) 業務の遂行状況について随時報告を行うこと。

(2) 受託者は業務の遂行にあたり、最大の効果を発揮できるよう努めるとともに、効果がより高いと考えられる場合においては本仕様書に定められていない内容であっても積極的に提案

を行うこと。

- (3) 業務を遂行する上で必要な資料等は受託者において入手するほか、必要に応じ随時、八女市から貸与する。なお、貸与した資料等の複製・複写の可否、返却等については、八女市の指示にしたがうこと。
- (4) 委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。
- (5) 本業務で得られた成果品の著作権については、発注者と受託者が協議の上決定する。
- (6) 受託者が業務内容のすべてを一括して第三者に委託することは認めない。ただし、業務の一部を再委託したい場合は、あらかじめ発注者の承認を得るものとする。

7 協 議

この仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度協議すること。